

日行連発第 1549 号
令和 6 年 3 月 1 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 坪川 貞子

電子定款の認証手続におけるウェブ会議の利用促進について（ご協力の
お願い）

平素より日行連の活動に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

この度、法務省より、本年 3 月 1 日から全国の公証役場を対象に、電子定款の認証手続における公証人の面前審査について、公証役場への来所の希望がない限り、ウェブ会議の利用を原則とする新たな運用を開始する旨の情報提供がありました（別添参照）。

なお、発起人の設立意思等の公証人法上求められている確認をウェブ会議で十分に行うことができない事情がある場合には、公証役場に来訪いただいた上で対面での面前審査を行うこととなります。

また、ウェブ会議は、代理人による場合にも利用することが可能となっておりますので、貴会におかれましても積極的にウェブ会議を活用いただくよう、所属会員への周知にご協力をお願い申し上げます。

記

別添 1：電子定款の認証手続におけるウェブ会議の利用促進について（依頼）（令和 6 年 2 月 28 日付・事務連絡）

別紙 2：リーフレット（PDF 形式）

別紙 3：ウェブ会議の利用を希望しない旨の申告書（PDF 形式）

別紙 4：ウェブ会議の利用を希望しない旨の申告書（word 形式）

以上